

犯罪事件報道におけるメディア・フレーミングについて

—交通事犯を取り上げて—

松嶋祐子¹

Media Framing Effects Among Media Reports on Crimes —Traffic Accident Cases—

Yuko Matsushima¹

Abstract：犯罪報道については、古くから事前に事件についての情報を知ることで、公判前に特定の印象形成をさせるのではないかとの問題視がある。メディア研究では、メディア報道の在り方が議論の争点づけを行うことをメディア・フレームという。本稿では、新聞による犯罪報道が事件により取り上げられ方が異なっていないかどうか、交通事犯を報じた記事を取り上げて検討した。東池袋自動車暴走事故と、神戸市バス事故を報じられ方（掲載件数、時期、新聞記事のテーマなど）から比較を行った。その結果、事故自体については新聞は淡々と報じていることが読み取れたが、東池袋自動車暴走事故については、高齢者の運転の安全性への疑問、特に自動車運転免許返納の議論へと発展しており、メディアでの露出度が高いことがわかった。

Keywords：犯罪報道、新聞報道、メディア・フレーム

1 はじめに

2009年5月21日に裁判員制度が始まり、国民の中から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加するようになったことで、国民感情がより直接的に裁判の審理・判決に反映されるようになった。しかしながら、法律や裁判に関する十分な経験や知識を持っていない一般人である裁判員が、適切な判断を下すことができるのかどうか、さまざまな議論がなされている（伊東, 2019）。その議論の一つとして、本稿ではメディアが裁判員に及ぼすかもしれない影響について考えてみたい。

わが国では多くの人々にとって犯罪は、教育問題や家族問題などとは違って身近な問題ではなく、その認識についてはメディアの情報に依拠するところが大きいであろう（矢島, 1991；牧野, 2012）。つまり、犯罪事件の報道は、国民感情の形成に寄与することによって、間接的な形で裁判の審理・判決にも影響を及ぼしうることが考えられる。古くから陪審員制を採っている諸外国では、陪審員の判断に関する研究がなされているが、わが国においては、犯罪報道に関しては主に法学関係者に論じられており、実証的な研究が少なく十分な知見が蓄積されていないのが現状である（島崎ら, 2010；牧野, 2012；大谷ら, 2015）。

1.1 報道による「事実」の形成～メディア・フレーミング～

まず、犯罪報道が持つ機能について考えてみたい。犯罪事実がメディアによって報道されるまでの情報の取捨選択・アレンジの過程について、矢島（1991）が詳しく論じている。矢島（1991）は、報道は単に犯罪事実を伝えるのではなく、マス・メディアというブラックボックスを通過することで「報道事実としての犯罪」が形成され、多くの人はこの「報道事実」のみを認知し、「犯罪（者）観」を形成し、「報道事実としての犯罪」を社会問題として捉えると説明している。マス・メディアの性質には基本的に「公共性」（社会正義の実現）と「営利性」（企業利潤）という2つの側面があることから、「ニュース価値」はこの2つのバランスにより決まり、これらが日々起きる数多くの犯罪事実を報道事実としてアウトプットする際の事実の取捨選択と内容のアレンジの判断基準となるという。そして、政治・経済報道では、社会的使命に重きが置かれる傾向があるが、犯罪報道については、人々の興味・関心を惹きつけるような、話題性の高いものがニュース価値も高くなる傾向があるという。

つまり、報道は単に事実をありのままに伝えているのではなく、メディア側の意図を介することでアレンジが加えられ、それが「事実」として受け手に伝わる。情報の受け手からすると、それが「報道事実」＝「事実」となる。もう少し大袈裟に言い換えると、報道された「事実」があたかも真実であるかのように受け取られることが起きてくると言える。

メディア研究においては、メディアが特定の公共的争

受稿日2021年1月15日 受理日2021年1月29日

1 専修大学人間科学部心理学科 (Department of Psychology, Senshu University)

点について報道する際に用いる解釈枠組み（メディア・フレーム）が、同じ問題に対する受け手の解釈枠組み（受け手のフレーム）を規定するという仮説があり、この現象について研究がなされている。フレームとは、「出来事を理解し、何が問題かを連想させるための主要な体系的概念」と定義される（Gamson & Modigliani, 1989）。メディアがどのように情報を提示するかによって、同じ事実であっても異なる争点が枠づけられる可能性があるということである。このことを犯罪報道に当てはめて考えると、事件が公判で裁かれる前に、メディア報道による枠づけによって、半ば知らぬ間に裁判官や裁判員の犯罪事実の理解に影響を及ぼし、公判の争点に特定の方向づけがなされているかもしれないということである。そうであるとしたら、これは大問題である。なぜなら、裁判には、刑事訴訟法第256条に定められているとおり、事件につき予断が入らないようにする必要があるだろう。

もし、メディアがこのようなフレーミング効果をもたらすのであれば、司法領域の研究としても、メディアによる提示の型とそれによって喚起されるだろう争点の傾向について把握しておくことが重要であろう。後述のとおり、かなり以前からメディアによる影響は完全に回避することは難しいとの指摘は続いており、これまで報道被害という現象も起きている。職業裁判官でも、メディアの影響から完全に独立していることは現実的には難しいと指摘されている中、一般市民が参加する裁判員裁判が行われるようになった現在、犯罪報道が受け手にもたらす影響について調査することはより重要性を増したといえる。

1.2 犯罪報道の現状と課題

事前の犯罪報道により事件に対して予断が入ることが、なぜ重大な問題なのだろうか。そして、適切な犯罪報道がなされるように制度は整えられていないのだろうか。ここでは一旦関連する法律や制度について、簡単に概観したい。

1.2.1 適正手続の保障

事件に対して予断が入ることは、まず、適正手続の保証原則に抵触している可能性が考えられる。憲法の第31条と刑事訴訟法の第256条が適正手続に関するものであり、端的に述べると裁判官には担当事件について予断を生じさせてはならないとされている。しかし、現状では、裁判官はマス・メディアを通じて事前に事件に関す

る情報を知り、その報道のされ方によっては事件に対して抱く印象を方向づけられる可能性は否定できない。法学関係者の間でも、わが国における犯罪報道の在り方は、裁判官に予断を生じさせるような情報を提供し、適正手続の保障原則に抵触しているのではないかとの議論がなされている（渕野, 2007）。

1.2.2 プライバシーの保護 VS 知る権利

事件当事者らのプライバシーの保護と国民の知る権利も、ときに互いに対立する権利である。日本国憲法第21条には表現・言論の自由が定められており、これにより報道機関は、国民の知る権利に奉仕し、国民の国政関与における重要な判断資料を提供し（右崎, 1990）、国家権力を監視する役割を担っている。他方で、例えば刑法第230条には、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」とあり、表現・言論の自由は際限なく保証されるものではない。日本弁護士連合会は、現在から遡ること40年以上前の1976年に「少なくとも無罪の推定を受けているはずの被疑者・被告人に対しては、原則として、氏名を公表することなく報道すべきである」と主張している。国民には憲法で「知る権利」が保障されており、人々に情報を伝えるマス・メディアには報道の自由があるが、その一方で加害者・被害者双方の十分なプライバシーに配慮する必要がある、また報道によって事件の当事者らに被害が出るようなことがあってはならないだろう。

実際、報道被害ともいえる事象が起きている。1995年に発生した「松本サリン事件」における報道は最たる例であり、事件の第一通報者で妻もサリン被害者であった河野義行氏が当初犯人扱いされる報道が続き、連日、報道陣が自宅を包囲するなどした。1997年に起きた「東京電力女性社員殺害事件」- 通称東電 OL 殺人事件では、被害者の私生活がクローズアップされ、書籍化、ドラマ化されるなどしている。さらに1998年の「和歌山毒入りカレー事件」でも、逮捕前から多くの取材陣が現場や関係者自宅前に殺到し、過剰な取材を行った。これらは20年以上前の事件で、メディアの在り方を変化させる契機ともなったものであり、新聞報道では比較的、客観的知見に基づく報道が行われるようになったようだが（大谷・四方・川島・小川・川上・松本, 2014；大谷・四方・川島・小川, 2015；四方・大谷・北出・小川・福田, 2017）、現在も週刊誌による事件報道では、取材やインタビュー記事による事件と直接関係しない記事が掲

載されることが多々あるようだ（四方・大谷・北出・小川・福田，2019）。

1.2.3 報道姿勢の変化

上述のとおり、以前は問題点が多かったといえる犯罪報道であるが、長年かけて、徐々に報道姿勢に変化が見られている。1980年代末にはすべてのマス・メディアが被疑者を呼び捨てから容疑者呼称に転換し、また、2000年6月には日本新聞協会が新聞倫理要綱を全面改訂し、「人権の尊重」の項目が設けられるなどの措置が講じられている（日本新聞協会，2000）。また、報道に限らないもっと大きな法制度の変化もマス・メディアによる犯罪報道の在り方に影響を与えている。2003年には個人情報保護に関する法が施行されたことを受け、より個人情報の取扱が厳格になっている。ほかにも裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（2004年）の公布を受け、日本新聞協会は2008年に「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表している。

1.3 これまでの犯罪報道研究（先行研究）

過去には数は多くはないものの、新聞による犯罪報道に関する研究がなされているので概観する。まず、矢島（1991）は犯罪報道研究の原点であり、かつ最も規模が大きい研究である。昭和63年1月1日から12月31日までの1年間に朝日新聞と読売新聞の朝刊・夕刊に掲載されたすべての犯罪記事と、同年の犯罪統計書を比較することで「報道率」（実際に起こった犯罪がどれほどの比率で新聞に報道されるかという比率）を算出している。その結果、第1に殺人事件が圧倒的に高率で報道されること、第2に、犯罪の容疑者と被害者とを比べてみると、新聞では容疑者中心に報道していること、第3に性別をみると、容疑者では男性の報道率が圧倒的に高いのに対して、被害者になるとむしろ女性の報道率が高くなることを見いだしている。第4に、年齢別にみると、容疑者では30代から50代の中・壮年層の報道率が高いが、被害者では14歳未満の子どもの報道率が高いこと、第5に、職業別では、容疑者では会社・団体の役員、公務員・教員の報道率が圧倒的に高いが、被害者ではこれと比べて高い報道率を示す職業はないことが示されている。

続いて、東洋大学社会学部の教員らを中心とする「犯罪報道研究会」は、過去に注目度の高かったさまざまな犯罪報道について分析を行っている。近年の犯罪報道研究の多くは、この研究会メンバーによってなされている。殺人事件の一例として2004年に発生した「秋田連続

児童殺害事件」や2006年の「佐世保・小6死亡事件」を、政治・経済事件の一例として2002年6月に起きた「鈴木宗男事件」や2012年の「猪瀬東京都知事政治資金問題」の新聞報道を分析している。また、分科会であるのか、上記グループの構成員の一部が、女性が事件当事者となっている事件についての分析も行っており、男性の場合との報道差について研究している。

大谷・四方・川島・小川・川上・松本（2015）は、個人情報およびプライバシー情報に係る報道の傾向を探ることを目的として、「三鷹ストーカー殺人事件」を報じた新聞記事を時間・空間フレームによって分類している。その結果、「個人」×「過去」フレーム記事に該当する事件に直接関係しない個人の過去を伝えるものが散見された。こうした内容は、裁判員裁判の際、心証に潜在的に影響を与えることが考えられる。ただし、2004年の「秋田児童連続殺人事件」や2006年の「佐世保・小6死亡事件」の報道時に比べれば、個人情報やプライバシー情報に関する情報の種類はいまだに多岐にわたるものの、その掲載率には低下が認められた。

続いて、政治・経済事件については、島崎ら（2013）が2002年6月に起きた「鈴木宗男の政治資金に係る事件」を、大谷・四方・川島・小川（2015）らが2012年11月（事実の発覚は2013年11月）の「猪瀬東京都知事政治資金問題」の解析を行っている。これら2つの報道を比較すると、およそ10年後に起きた猪瀬都知事事件の際には、前者の事件に比べて、詳細な住所の記載はなく（市区町村までの自宅住所の記載にとどまる）、「性格・人間性」「経済状況」「出身地」「学歴」などの掲載は一切なくなるなど、明らかな個人情報およびプライバシー情報の開示の減少が見られた。先述の殺人事件の報道でも、同様の傾向が確認できていることから、経年変化によるものではないかと論じている。

1.4 本研究の目的

本研究では、これまでの先行研究では取り上げられていない交通事故による被害者死亡事件を取り上げる。罪種によりメディアに取り上げられる率が異なることが指摘されていることから、交通事故による事件にも先行研究で示されている傾向が確認できるのか検証し、また、指摘されている事項以外の点についても新聞報道の課題を探索的に調べることにする。

1.5 分析対象とする事件

今回取り上げる事件は「東池袋自動車暴走事故」と

「神戸市営バス事故」の二つである。それぞれの事件概要と、類似点と相違点は後述のとおりである。本研究の主要な関心は「東池袋自動車暴走事故」にある。同事件では加害者は社会的地位が高い者であり、矢島（1991）の指摘によると事件報道されやすいと考えられ、事件態様に類似点の多い「神戸市営バス事故」の報道状況と比較したい。矢島（1991）は実際に起こった犯罪がどれほどの比率で新聞に報道されるか、「報道率＝（新聞報道／刑法犯認知件数）×10,000」として、職業別に算出している。その結果、役員は292.3%、公務員・教員は176.0%であり、全職業の平均である18.9%を大きく上回っていた（なお、ここで割り出しているのは朝日新聞と読売新聞の2社の平均である）。

1.5.1 二つの事件とその概要

① 東池袋自動車暴走事故（報道開始日2019年4月19日）

2019年4月19日午後0時25分頃、東京都豊島区東池袋の東京メトロ東池袋駅付近の交差点において当時87歳の男性が運転していた乗用車が暴走して、赤信号を無視して交差点内の横断歩道に突っ込むなどし、交差点を横断中であった母子二人が死亡し、乗用車を運転していた男性を含む10人が負傷した事件である。

事件からおおよそ7か月後の11月12日に自動車運転処罰法違反（過失運転致死傷）容疑で東京地検に書類送検され、東京地検は翌年2020年2月6日に本件を在宅のまま起訴した。（*本稿執筆時点では、まだ公判は始まっておらず、裁判による事件事実の確定はなされていないものの、不特定多数の者が目撃していた事件である上、ドライブレコーダー等の記録も既に報道されており、加害者の発言もそうした情報と食い違いを見せていないことから、便宜上、既に報道されている内容に基づいて本稿を書き進めることとする）。

② 神戸市営バス事故（比較対象とする同種事件）（報道開始日2019年4月21日）

2019年4月21日午後2時頃、神戸市中央区のJR三ノ宮駅前、市営バスが赤信号で停止しようとした際、市営バス運転手の大野二巳雄被告（65）がアクセルをブレーキと踏み間違え、横断歩道で歩行者らをはねて2人を死亡、4人を負傷させた事故である。自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致死傷）の罪に問われ、2019年10月30日、神戸地方裁判所で禁錮3年6カ月（求刑禁錮5年）が言い渡された。

1.5.2 上記二つの事件の類似点、相違点

二つの事件の類似点は事件発生日が2日しか違わない同時期のものであること、交通事故のきっかけがアクセルとブレーキの誤りである点、被害が同程度であること（死者2名、負傷者複数名）である。ただし、東池袋自動車暴走事故については死者2名が母子であり、被害者遺族がコメントを発表し、親子の写真なども公開している点は異なる。

そして相違点として特筆すべきは、神戸市営バス事故では加害者が現行犯逮捕され、書類送検、起訴、公判、結審の過程が早く、事件からおおよそ半年後には3年6月の禁固刑が確定している。他方で、東池袋自動車暴走事故の加害者は在宅のまま起訴となり、本稿執筆時点でも在宅である。また、事件から数日後に判明したことであるが、東池袋自動車暴走事故の加害者はかつて社会的地位の高い役職にいた者である。

1.6 仮説

矢島（1991）は、昭和63年の1年間の新聞記事を調査し、容疑者が役員や公務員・教員の場合は、記事として取り上げられやすいことを示している。「神戸市営バス事故」の加害者も公務員ではあるが一般公務員であり、東池袋自動車暴走事故の加害者の元官僚という情報の方が読者に与えるインパクトは強く、より記事にされやすいと予想される。

2 方法

朝日新聞のデータベース「聞蔵」を用いて、朝日新聞に掲載された記事の検索を行った。

当データベースでは、朝日新聞、朝日新聞デジタル、アエラ、週刊朝日の4つの媒体の検索ができるが、朝日新聞のみを対象とした。なお、新聞社を1社にしたのは、本研究の目的は、新聞各社の報道傾向を比較するものではないことと、既に先行研究において各社の新聞報道が比較的、客観的知見に基づく報道が行われるようになったことが指摘されている（大谷・四方ら、2014；大谷・四方ら、2015；四方・大谷ら、2017）ことを受けてである。

解析の対象とする期間に関して、新聞による事件報道を解析した多くの先行研究では、最初に事件記事が掲載されてから1か月間を分析の対象としているが（水野、2005；大谷ら、2015；大谷ら、2016）、今回解析対象とする東池袋自動車暴走事故は加害者が現行犯逮捕されず、その後も在宅での取調べが続き、在宅のままの起訴

となった経緯を辿ったことから、はじめに事件記事が掲載されてから数えて2か月目以降新聞記事についても検索を行い、傾向を探ることとする。東池袋自動車暴走事故に関する記事の掲載は、4月19日の夕刊が最初である。なお、複数の新聞社の記事傾向を比較することで差異が現われる可能性も考えられたが、本研究の目的は新聞社間の相違点を検討することではないことから、解析の対象は朝日新聞一社とした。

3 結果

朝日新聞データベースにおいて「池袋」をキーワードに検索を行い、目視で本文中に池袋の交通事故が言及されているかを確認した。なお、当データベースではタイトルに「池袋」が含まれておらず、本文中にのみ含まれている場合も検索に該当する。

東池袋自動車暴走事故そのものを主要テーマとして報じた記事は、事件が書類送検された11月までの7か月の間に22件、ほかのテーマの記事中に当事件が言及されているものは49件であった。

4月19日から5月18日までを1か月目、5月19日から6月18日までを2か月目として、事件が書類送検された11月までの7か月の間に、東池袋自動車暴走事故そのものを報じた記事は1か月ごとに11件、4件、0件、2

件、1件、3件であった(図1)。事件直後に最も掲載件数が多く、事故状況を伝える記事が続き、その後は加害者の退院、任意聴取、実況見分、書類送検と捜査関連の動きがあった場合に記事になっていた。これとは別に、被害者遺族の動向(告別式、会見、署名活動、被害者の動画公開)を伝える流れがあった(表1)。

他方、ほかの記事中で当事件が言及されることは、7か月の間に、14件、16件、5件、5件、2件、4件、3件と続き(図1)、総数では事件そのものの報道よりも多かった。また、事件発生直後よりも遅れて2か月目での記事件数が最も多かった。7か月間をまとめて見ると、ほかの交通事故を報じた記事のなかで最近起きた大きな交通事故として言及されていたものが9件、当事件の加害者が高齢者であったことから、高齢者の運転の安全性や自動車運転免許返納について、または、自動車運転の補助装置についての記事中で言及されているものが38件であった(表2)。ただし、ほかの交通事故のなかで言及されている記事についても、またしても高齢者による事故として報じられていることもあるので、この記事テーマを明確に分類することは難しい。このほかに、東池袋自動車暴走事故の加害者の呼称についての議論に関するものが2件であった。

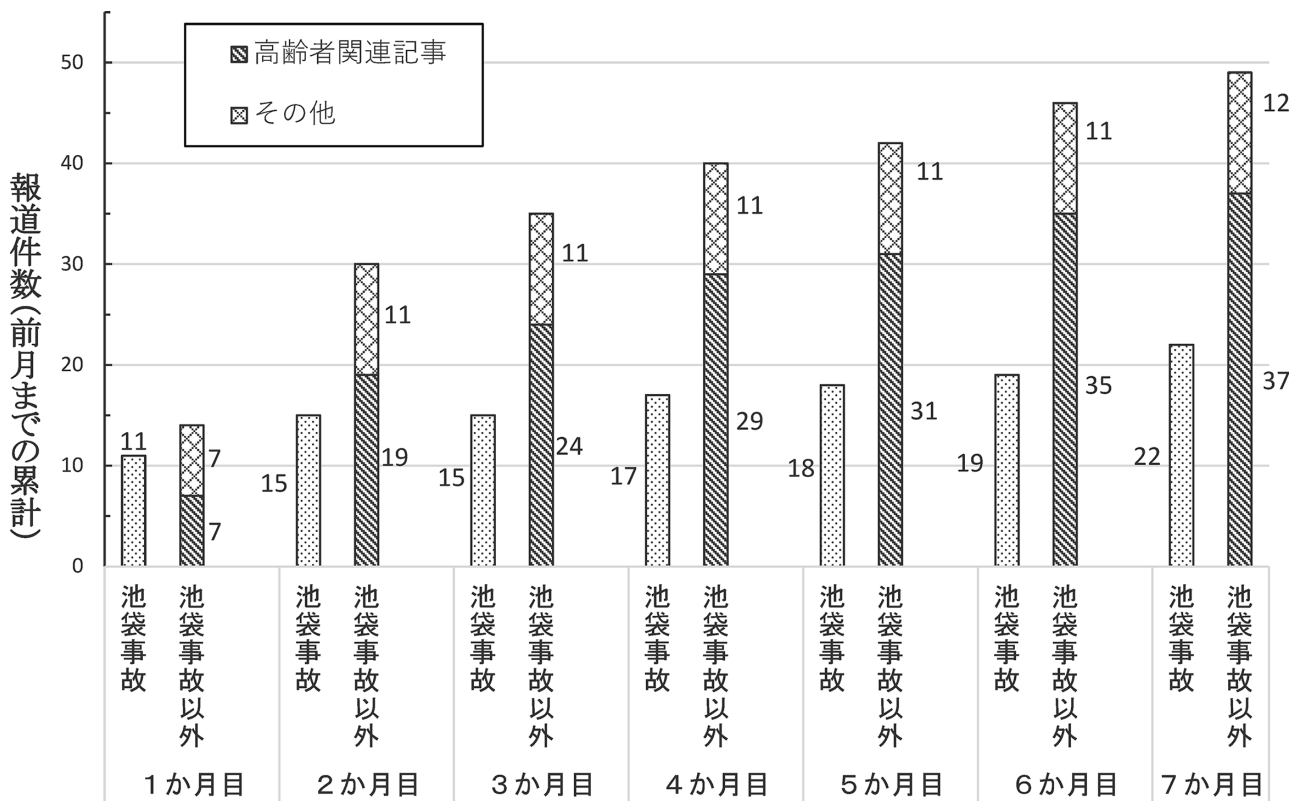


図1 東池袋自動車暴走事故の報道件数(累積)

Table 1 東池袋自動車暴走事故自体を報じた記事一覧

No	日付	朝夕刊	面名	文字数	記事タイトル
1	4月19日	夕刊	1社会	162	横断歩道に車2人心肺停止 池袋, 約10人けが
2	4月20日	朝刊	1社会	1960	87歳の車暴走, 母娘死亡 歩行者ら8人けが 池袋
3	4月20日	朝刊	1総合	172	高齢者運転, また悲劇 東京・池袋
4	4月20日	夕刊	1社会	768	暴走, ブレーキ跡なし 運転操作ミスか 池袋
5	4月21日	朝刊	1社会	831	池袋暴走, 赤信号で進入 ブレーキの形跡なし
6	4月22日	朝刊	2社会	632	ハンドル操作なく150メートル 通行人を避けず直進 池袋・暴走
7	4月22日	夕刊	社会総合	322	車暴走「妻と娘の死と向き合えない」 池袋事故, 遺族が談話
8	4月23日	朝刊	1社会	580	「大切な妻と娘を失い, 失意の底に」 池袋暴走事故, 遺族が談話
9	4月24日	夕刊	1社会	735	池袋暴走, 母娘を悼む 告別式
10	4月25日	朝刊	1社会	1762	寿命尽きるまで一緒にいる, 信じてた 池袋暴走, 遺族の夫会見
11	5月18日	朝刊	1社会	2196	妻娘失い1カ月「生き地獄の日々」 池袋暴走事故の遺族
12	5月19日	朝刊	1社会	690	87歳男性を任意聴取 池袋暴走事故, 退院し謝罪
13	5月23日	朝刊	2社会	1207	車のブレーキ記録なし 被害者の手紙「過失責めるばかり」 池袋・暴走事故
14	6月13日	夕刊	社会総合	597	池袋暴走, 実況見分 88歳元院長立ち会い
15	6月14日	朝刊	2社会	422	池袋暴走, 書類送検へ 容疑の88歳「踏み間違えも」
16	7月19日	朝刊	2社会	1197	娘との動画公開, 「優しい運転を」 池袋暴走事故, 遺族が会見
17	8月3日	夕刊	1社会	527	厳罰求め署名活動 池袋暴走事故の遺族
18	8月31日	朝刊	3社会	194	池袋暴走「厳罰を」 署名29万筆集まる
19	9月21日	朝刊	3社会	218	池袋暴走, 署名39万筆提出
20	11月12日	朝刊	1社会	225	池袋事故, きょうにも書類送検
21	11月12日	夕刊	1総合	480	池袋暴走, 88歳元院長を書類送検
22	11月13日	朝刊	2社会	625	池袋暴走の遺族会見「出発点に立った, 厳罰を」 88歳元院長を書類送検

神戸市営バス事故

記事が最初に掲載されたのは4月22日で、最終記事は書類送検を報じた5月14日であった。2019年4月22日から5月21日の1か月間で、「神戸」をキーワードにして検索を行うと370件の記事が該当し、一つ一つ目視で内容を確認したところ、当該事件が言及されている記事は全15件、うち主要な話題としていた記事は12件、同事件を受けての他県での車両安全点検の記事が1件、別の事件記事中に直近の類似事件として言及されていたものが1件、報道の呼称問題を取り上げた記事のなかでの言及が1件（東池袋自動車暴走事故と重複の記事）であった。西日本で起きた事件であることから、東京本社と大阪本社の発行する紙面にほぼ同じ内容の記事が掲載され、記事数がダブルカウントされているものが多いため、実際に各地の読者が目にする記事数は半数程度といえる。

5月22日から6月21日の1か月間では該当記事は0件、朝日新聞の読者の意見を反映させたコラム「声」などへの掲載もなく、関連する記事も見られなかった。

加害者の呼称は、一貫して、氏名に「容疑者」という呼称が付されていた。現行犯逮捕されたこともあってか、事件報道開始の当初から表記揺れが見られなかった。被害者の呼称については、事件翌日に大きく報道された際には、死亡した2名については、氏名、肩書き

（大学生、アルバイト）、年齢、市または区までの居住住所が掲載されていた。負傷した4名については、4名と人数だけ記されてまとめて報じられており、個人情報については、書類送検時の記事に25～55歳の記載があったのみであった。

初公判は同年9月18日であった。公判が始まったことを受け、翌日19日の大阪版の記事に再び記事の掲載がある（東京版にはない）。判決は同年10月30日である。

4 考察

東池袋自動車暴走事故に関連する総記事数は、神戸市営バス事故に比べてはるかに多かった。しかしながら、事件の内容に直接言及している記事自体は、事件直後と、実況見分時と、加害者・被害者から直接何かコメントがあったときに留まった。しかしながら、高齢者の自動車運転免許の返納の記事が事件後一定期間経過しても続いていることで、当該事件が繰り返し言及される形となっている。また、「元院長」という加害者の呼称に対する疑念の声を掲載した記事もわずかであるが見られた。

こうした一連の報道の経過を見ると、事件事実の報道自体は特定の時期・タイミングに限られるが、事件発生日から日が経ってからは、本件事実自体よりも高齢者が

Table 2 ほかの記事中で東池袋自動車暴走事故が言及されている記事一覧

No	日付	朝夕刊	面名	文字数	記事タイトル
ほかの交通事故記事中で最近の大きな交通事故として言及されたもの					
1	4月23日	夕刊	1 総合	1561	また横断歩道に車、また犠牲者 登校中、女兒はねられ死亡 千葉
2	4月25日	朝刊	愛知・1 地方	1069	(守る・防ぐ)GWの事故防げ、県警が警戒強化 最新オービスで速度取り締まり／愛知県
3	4月30日	朝刊	群馬全県・1 地方	1153	遺族らの思いそれぞれ 悲しい気持ち消えず・令和は事故減って 関越道バス事故7年／群馬県
4	5月9日	朝刊	1 社会	1716	「2人の園児、素直で笑顔で…」園長、声震わせ会見 大津、散歩の列に車
5	5月13日	朝刊	東京四域・1 地方	283	今野敏さんが交通安全PR 目黒・大崎署がフェス／東京都
6	6月5日	夕刊	1 総合	1391	81歳、衝突繰り返し返した600メートル 逆走しながら交差点進入か
7	6月6日	朝刊	1 社会	884	交差点突入、猛スピードか 逆走、ブレーキ痕なし 福岡9人死傷
8	6月6日	朝刊	1 社会	1842	ブレーキなしに衝突か 防犯カメラに映像 福岡9人死傷【西部】
9	10月30日	朝刊	1 社会	1127	福岡暴走、最速で135キロ 死亡の運転男性、書類送検 10人死傷【西部】
高齢者運転の課題や自動車運転免許返納の議論中に言及されたもの					
1	4月25日	朝刊	埼玉首都圏・1 地方	1135	高齢者の運転、県内は 75歳以上の免許保有者数、全国3位／埼玉県
2	4月27日	朝刊	新潟全県・1 地方	1200	事故怖いが…運転悩み高齢者 やめる環境整わない・移動、徒歩を心がけ／新潟県
3	5月11日	朝刊	奈良全県・1 地方	827	ハナノ力競う・交通安全誓う 県警、警察犬協競技会・白バイなど出発式／奈良県
4	5月14日	朝刊	ちば首都圏・1 地方	571	安全運転の向上へ、高齢者運転講習会 松戸、66～84歳23人受講／千葉県
5	5月15日	朝刊	オピニオン2	2404	(声 どう思いますか) 高齢者の運転
6	5月17日	朝刊	オピニオン2	454	(声)「明日は我が身」でなかったか
7	5月17日	朝刊	オピニオン2	426	(声)お年玉いらさないから返納して
8	5月21日	夕刊	1 社会	352	未就学児の安全、首相が対策指示 大津園児死傷事故受け【大阪】
9	5月24日	朝刊	2 道	1024	(わたし色) 高齢ドライバー、衰え確かめて 真鍋康利さん／北海道
10	5月26日	朝刊	静岡全県・1 地方	1946	(Shizuoka リポート35) 免許返納後もハンドル握った 無免許過失運転致傷容疑で逮捕の60代／静岡県
11	5月27日	朝刊	2 総合	920	(いちからわかる!) 車の運転って、何歳になってもできるの?
12	6月5日	朝刊	東京四域・1 地方	338	高齢者の運転事故、対策強化 急発進防止装置に補助 知事方針／東京都
13	6月7日	朝刊	石川全県・1 地方	1295	高齢者の交通事故、防ぐには 加害者・被害者にならないために／石川県
14	6月8日	朝刊	2 社会	536	74歳、杉さん免許返納
15	6月12日	朝刊	2 社会	370	ブレーキ踏み間違い防止、都が補助
16	6月12日	朝刊	香川全県・1 地方	1502	(深層2019) 運転免許返納、呼びかけ成果 高齢者宅を県警OBら訪問／香川県
17	6月13日	朝刊	オピニオン2	371	(声) エイヤアと免許返納、風光る
18	6月14日	朝刊	2 社会	638	高齢者運転に限定免許 園児散歩エリアにキッズゾーン政府検討
19	6月16日	朝刊	横浜・1 地方	545	免許返納、「いい湯」特典 「満天の湯」が開始 保土ヶ谷区／神奈川県
20	6月18日	朝刊	大分全県・1 地方	1335	免許証返納、先月533人 高齢運転者の事故相次ぐ 池袋の事故後、増加／大分県
21	6月19日	朝刊	2 社会	347	免許返納高齢者に「定額タクシー」検討
22	6月19日	朝刊	宮城全県・1 地方	1988	免許自主返納、増える高齢者 昨年の県内、過去最多5308人／宮城県
23	6月27日	朝刊	静岡全県・2 地方	442	安全運転、高齢者が体験学習 静岡の自動車学校で教室／静岡県
24	7月4日	朝刊	2 社会	1323	踏み間違い防止、装置頼みダメ 暴走事故で注目…作動は低速時のみ
25	7月13日	朝刊	東京四域・1 地方	369	急発進防止装置、9割補助 都、31日から受け付け 今年度に70歳以上／東京都
26	7月23日	朝刊	三重全県・地域総合	2014	高齢ドライバー、その自信大丈夫? /三重県
27	7月23日	朝刊	2 社会	616	75歳以上の運転、死亡事故22%減 今年上半期
28	7月24日	朝刊	静岡全県・1 地方	652	免許自主返納、代理人もOK 県警、家族や施設職員など想定 /静岡県
29	8月10日	朝刊	山梨全県・1 地方	1135	運転免許返納の割引特典、自治体も工夫 65歳以上、昨年最多2400人 /山梨県
30	8月15日	朝刊	茨城全県・1 地方	1683	免許返納、どうする「生活の足」 75歳以上3.9%、全国で2番目に低く /茨城県
31	8月27日	朝刊	福岡・1 地方	482	免許返納倍増ペース 大牟田、補正で支援上積み /福岡県
32	9月11日	朝刊	福島全県・2 地方	2493	(ふくしまフォーラム) 高齢ドライバー事故、減らすには /福島県
33	9月21日	朝刊	群馬全県・1 地方	975	免許返納「寂しいが今はすっかり」 86歳・自動車教習所会長、関口さん /群馬県
34	9月25日	朝刊	福島全県・2 地方	2451	(ふくしまフォーラム) 免許返納・高齢者の足どう考える、識者らの声 /福島県
35	10月3日	朝刊	埼玉首都圏・1 地方	978	運転免許返納、高齢者に感謝状 事故抑止へ、県警が初の取り組み /埼玉県
36	10月13日	朝刊	東京都・1 地方	963	免許返納後へ支援策続々 タクシーや靴割引、商品の無料配送も /東京都
37	11月13日	朝刊	群馬全県・1 地方	411	免許返納、最多を更新 今年、池袋の事故影響か /群馬県
38	11月14日	朝刊	香川全県・1 地方	410	免許返納に特典の店追加 県、ガイドブック改訂 /香川県
報道の加害者呼称問題					
1	4月27日	朝刊	3 社会	2197	(Media Times) 任意捜査、報道では「元院長」 池袋母子死亡事故の運転者
2	5月9日	朝刊	オピニオン2	500	(声) 元官僚事故報道、呼称に疑問【大阪】

Table 3 神戸市営バス事故を報じた記事一覧

No	日付	朝夕刊	面名	文字数	記事タイトル	事件自体	ほかの記事中
1	4月22日	朝刊	2社会	1408	市バス横断歩道へ、2人死亡 神戸の繁華街、6人けが 運転手逮捕、過失運転致死容疑	○	
2	4月22日	朝刊	2社会	1314	赤信号、人の波へ 停留所発車直後 神戸市バス 【大阪】	○	
3	4月22日	夕刊	社会総合	507	赤信号、バス進入 運転手叫ぶ声、記録 神戸2人死亡	○	
4	4月22日	夕刊	1社会	1044	運転手動転か、叫ぶ声 搭載ドラレコに 神戸市バス事故 【大阪】	○	
5	4月23日	朝刊	京都・1地方	171	京都市バスが同型車両点検 神戸市バス事故受け /京都府		○
6	4月23日	朝刊	2社会	700	「誰からも慕われていた」 神戸市バス事故、大学がコメント 【大阪】	○	
7	4月23日	朝刊	1社会	176	バス運転手から薬服用聞き取り 神戸、事故うけ	○	
8	4月23日	夕刊	1総合	1561	また横断歩道に車、また犠牲者 登校中、女兒はねられ死亡 千葉		○
9	4月23日	夕刊	1社会	466	県警が営業所捜索 神戸市バス事故 【大阪】	○	
10	4月24日	朝刊	1社会	434	ブレーキ痕なし 操作ミス原因か 神戸市バス事故 【大阪】	○	
11	4月25日	朝刊	1社会	584	踏み違い、加速か ドラレコ映像解析 神戸バス事故 【大阪】	○	
12	4月25日	朝刊	1社会	450	バス事故、踏み違いか 横断歩道で加速 神戸	○	
13	4月27日	朝刊	3社会	2197	(Media Times) 任意捜査、報道では「元院長」 池袋母 子死亡事故の運転者		○
14	5月14日	朝刊	2社会	365	神戸バス事故、運転手を起訴 「あわててアクセル」	○	
15	5月14日	朝刊	2社会	773	「アクセル踏み間違え」 神戸バス事故、運転手を起訴 【大阪】	○	

運転することの是非が議論の焦点になっているように見受けられる。これには被害者の遺族から、「(高齢で運転の継続が) 不安な人は考えて」とのメッセージが発せられたことも後押ししているだろう。こうしたことから、この事件は、今回の加害者に限らず高齢者が自動車を運転し続けることの是非という社会制度の問題点にフォーカスさせ、議論を巻き起こしたものと考えられる。朝日新聞のコラム「声」においても、「明日はわが身かも」というタイトルで、高齢の運転者が自分もこのまま運転を続けたら類似の事件を起こすかもしれないとおそれを感じて、自動車運転免許を自主的に返納したということが語られている。つまり、この事件については、メディア・フレームが、途中から「高齢者の自動車運転の是非」に焦点づけられているのである。本件の裁判員裁判の際にも、各裁判員の高齢者運転の是非に対する態度が判決に影響してくることが予想される。

少し古い研究であるが、Iyengar (1990) の貧困問題の研究はメディア・フレーミングの代表的研究として位置づけられている。これによると、「テーマ型フレーム」は責任の所在を社会制度などの外枠に帰属させる。他方で、「エピソード型フレーム」は責任の所在を本人に帰属させる。最近では、Kuhne & Schemer (2015) は交通事故に関する報道について研究しており、加害者の過失を強調することで怒りを喚起するフレームは加害者に

対する厳罰化に関するアクセス可能性を高め、他方で不慮の事故として扱うことで悲しみを喚起するフレームは被害者への援助に関するアクセス可能性を高めることを示唆している。

これに当てはめて東池袋自動車暴走事故を考えると、「元院長」として加害者の個人的属性に焦点を当てた報道はエピソード型フレームに該当するだろう。他方、高齢者であったことに主に焦点を当てた報道は、基本的にはテーマ型フレームに該当するだろう。ただし、高齢で脚が不自由で医師にも運転を控えるように伝えられながらも運転を続けていた加害者本人に責任の所在があると見る見方と、自動車がなくて生活が成り立たないためにやむを得ず運転を続けていたと捉えて社会制度に責任を求める見方の二つが考えられ、単に高齢者であるという事実ではなく、高齢者をどのように解釈するのか、詳細に捉えなければならない。

いずれにせよ、事件報道により「高齢者」にフレームづけがなされていると考えられ、裁判員裁判に参加する国民の感情への影響を考えると重要な問題である。

なお、今回比較対象として神戸市営バス事件において、その判決時、興味深いことに担当した裁判官は執行猶予とせず実刑としたことについて「市民感情の厳罰化」を考慮したことを挙げている。ここでいう市民感情とは、同時期に発生した東池袋自動車暴走事故により署

名運動が起き、一夏の間に39万人もの署名が集まったことを指すと考えてよいだろう。東池袋自動車暴走事故が社会に与えたインパクトは大きく、別の類似事件への判決にも影響を及ぼしたと考えられる。

一方で、新聞報道は当初予想されたよりも淡々と事件事実を伝えており、加害者の職歴と呼称に関すること以外は、個人情報の掲載も多くなかった。島崎ら (2013) の先行研究において、新聞報道では個人情報やプライバシー情報に関する情報の掲載は減少傾向にあることが示されていたことを支持する結果となった。

5 今後の展望

今回は事件発生後から起訴までの新聞記事の分析をしたが、メディアやSNS等での意見が飛び交ったのは、書類送検、起訴時などの特定のタイミングよりも、むしろ事件発生から一定時間が経過してからのようである。また、その内容は、事件事実そのものからは離れ、関連するエピソードや発信者個々人の見解などに広まっていた。例えば、テレビ報道やインターネットでの情報には加害者が取調べ時に「フレンチの予約に遅れそうだった(ために事件当日急いでいた)」といった読み手に反感を招くだろう発言が大きく取り上げられるなどした。現行犯逮捕されなかったことや、加害者に関する報道が「(姓)容疑者」ではなく、敬称や「元院長」という肩書きで呼称していたことから、SNSを中心に、警察やメディアが元官僚である加害者を特別扱いしているのではないかという批判が起き、「上級国民」という語が一時メディアを賑わせ、この言葉をタイトルにした本までもが出版された(橋, 2019)。四方ら (2019) は、週刊誌での事件報道についても研究しており、週刊誌は新聞よりも、加害者およびその家族の事件とは直接関係のない生活を報道していたことを見出している。今後はこうした新聞以外の媒体についても分析を行うことで、より国民感情に影響を与えうる媒体の実態が探れると考えられる。ただし、やみくもに分析媒体を広げるのではなく、情報の発信のしやすさ(個人でも発信できるのかも含む)、影響力、情報の受け手の層など、媒体の性質自体にも着目し、各媒体間の有機的な相互関係を把握しながら、体系だった分析を行う必要がある。

参考文献

Gamson, K. & Modigliani, A. (1989). Media Discourse and Public Opinion on Nuclear Power: A Constructionist Ap-

- proach. *Political Psychology*, 29, 169-192.
- 渕野 貴生 (2007). 適正な刑事手続の保障とマスメディア 現代人文社
- 伊東 裕司 (2019). 裁判員の判断の心理 慶應義塾大学三田哲学会
- Iyengar, S. (1990). Framing responsibility for political issues: The case of poverty. *Political Behavior*, 12, 19-40.
- Kühne, R. & Schemer, C. (2015). The emotional effects of news frames on information processing and opinion formation. *Communication Research*, 42, 387-407.
- 牧野 智和 (2012). 犯罪報道研究の現状と課題 早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊, 20 (1), 13-24.
- 水野 志保 (2005). 少年犯罪報道のフレーミング—佐世保・小6死亡事件のケース— 日本社会心理学会大会発表論文集 ポスター発表演題158 (http://iap-jp.org/jssp/conf_archive/detail.php?s=2005-E-0198, 2020年3月9日閲覧)
- 日本弁護士連合会編 (1976). 人権と報道 日本評論社
- 日本新聞協会 (2000). 新聞倫理要綱 (2020年6月21日 <https://www.pressnet.or.jp/outline/ethics/>, 2020年9月29日閲覧)
- 日本新聞協会 (2008). 「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」(2008年1月16日 https://www.pressnet.or.jp/statement/report/080116_4.html, 2020年3月9日閲覧)
- 大谷 奈緒子・四方 由美・川島 安博・小川 祐喜子 (2016). 犯罪報道のフレーム分析 東洋大学社会学部紀要, 53 (2), 33-46.
- 大谷 奈緒子・四方 由美・川島 安博・小川 祐喜子・川上 孝之・松本 憲始 (2015). 時間・空間フレームにおける犯罪報道研究 東洋大学社会学部紀要, 53 (1), 35-50.
- 島崎 哲彦・原山 哲・大谷 奈緒子・小川 祐喜子・柳瀬 公・福田 朋実・田中 智仁 (2010). 現代における犯罪報道の現状と課題, 東洋大学21世紀ヒューマン・インタラクシオン・リサーチ・センター研究年報, 8, 3-26.
- 島崎 哲彦・大谷 奈緒子・松本 憲治・川島 安博・川上 孝之・伊達 康博・赤尾 光史・柳瀬 公・四方 由美 (2013). 犯罪報道における被疑者の実名とプライバシーの取り扱い—「鈴木宗男事件」を事例とした「政治経済事件」の報道分析から—, 東洋大学21世紀ヒューマン・インタラクシオン・リサーチ・センター研究年報, 10, 11-19.
- 橋 玲 (2019). 上級国民/下級国民 小学館新書
- 右崎 正博 (1990). センセーショナルな犯罪報道から何が見えるか 法学セミナー, 425, 52-55.
- 矢島 正見 (1991). 犯罪報道の社会学的分析 犯罪と非行, 90, 38-55.
- 四方 由美・大谷 奈緒子・北出 真紀恵・小川 祐喜子・福田 朋実 (2017) 犯罪報道の共起ネットワーク分析 (1) 宮崎公立大学人文学部紀要, 25 (1), 63-80.
- 四方 由美・大谷 奈緒子・北出 真紀恵・小川 祐喜子・福田 朋実 (2019) 犯罪報道の共起ネットワーク分析 (2) 宮崎公立大学人文学部紀要, 26 (1), 79-92.